

合志市人権教育・啓発基本計画
【 第2次改訂版 】

令和2年（2020年）3月

合 志 市

目 次

はじめに

(1) 国内外における人権教育・啓発について	3
(2) 合志市における人権教育・啓発について	4
1 基本計画策定の意義等について	5
2 基本計画の性格	6
3 人権教育・啓発の定義と目標	7
(1) 人権教育・啓発の定義	7
(2) 人権教育・啓発の目標	8
4 人権教育・啓発の進め方	8
(1) 人権の重要課題についての現状等	8
① 部落差別問題をめぐる人権	9
② ハンセン病回復者等をめぐる人権	11
③ 水俣病をめぐる人権	13
④ 子どもの人権	15
⑤ 女性の人権	17
⑥ 高齢者の人権	19
⑦ 障がい者の人権	21
⑧ インターネットによる人権侵害	23
⑨ 外国人の人権	25
⑩ LGBT(性的少数者)をめぐる人権	27
⑪ HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症等をめぐる人権	29
⑫ その他の様々な人権課題	30
(ア) 刑を終えて出所した人たちの人権	30
(イ) 難病等をめぐる人権	30
(ウ) 大規模自然災害と人権	30
(エ) アイヌの人々の人権	31
(オ) 吃音を持つ人の人権	32
(カ) 犯罪被害者等の人権	32
(キ) 拉致被害者等の人権	33

5 人権教育・啓発の取り組みの方向	34
(1) 人権教育	34
① 就学前教育	34
② 学校教育	35
③ 社会教育	36
(2) 人権啓発	38
① 啓発内容	38
② 啓発方法	40
(3) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する人権教育・啓発	41
① 保育園(所)・幼稚園・学校教職員	41
② 企業	42
③ 医療関係者	42
④ 福祉関係者	42
⑤ 市職員	43
6 人権教育・啓発施策及び体制	44
(1) 人権が尊重される社会づくりの推進	44
(2) 人権教育・啓発実施体制	45
① 推進体制の整備	45
② 調査・研究の実施	45
③ 教材・学習プログラムの開発	46
④ 身近な指導者の育成	46
⑤ 各種メディアの活用と連携	46
⑥ 「合志市人権教育・啓発基本計画」の見直し	46

(用語の解説) 47

* 用語の解説については、各用語の後ろに(*マーク)と番号を記載し、P47～P49にまとめています。

はじめに

(1) 国内外における人権教育・啓発について

昭和23(1948)年、国際連合において「世界人権宣言」が採択され、世界的に「人権」というキーワードがより重要視されるようになり、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、子どもの権利条約などの様々な人権問題に関わる条約が採択されました。また、国際婦人年、国際障害者年などの国際年の設定により、私たちが生きているこの世界にあらゆる人権問題が存在し、これを解決していかなければならないという機運が高まってきました。

その流れの中で大きな位置づけになったものが、国連総会において平成6(1994)年に決議された「人権教育のための国連10年」でした。これは、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの10年間に、世界各国が人権教育の普及に取り組むために「人権教育のための国連行動計画」を採択し、世界的な取り組みとして人権教育が推進されてきたのです。

国内においては、「日本国憲法」の第11条で、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」として、日本国憲法を貫く最も基礎的な原理として人権尊重主義を掲げています。

このように、我が国では、基本的人権の尊重を中心に据えながら、人権関係の条約締結、国内法の整備、人権週間の設定など、人権に関わる諸制度や諸施策の推進が図られてきました。

特に国内法の整備では、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(人権教育啓発推進法)」が制定され、人権教育・啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることが、国及び地方公共団体の責務とされました。

その流れは続き、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、そして初めて国が部落差別の存在を明らかにして、その解消の推進を規定した「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が制定され、差別を解消するための施策が打ち出されるようになりました。

しかしながら、平成23(2011)年に発生した東日本大震災では、原子力発電所の事故に伴い、避難している児童がいじめを受けたり、在日コリアンの人たちなどに対するヘイトスピーチ、スポーツの試合中にサポーターなどによる人種差別と取れる行為が報道されるなど、法を整備しなければならない差別の現実があります。

このように、世界や国レベルでも、人権が尊重される社会が実現しているとは言えない状況の中、平成27(2015)年、国連サミットにおいて、持続可能な未来を示す羅針盤として、SDGs(持続可能な開発目標)を定めるなどの目標を定めました。

(2) 合志市における人権教育・啓発について

合志市は、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題を、基本的人権の侵害に関わる重大な問題として受け止め、それらを解消するために、平成18(2006)年に「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」を制定し、各機関・団体と連携し取り組みを進めてきました。

しかし、「人権」というと、「難しい」「堅苦しい」と考えたり、「自分には関係ない」と普段の生活と切り離してしまう傾向があることも否めません。人権問題は、私たちの日常生活の場である家庭、学校、地域、職場などの身近なところに存在し、人権問題で苦しんでいる方々がいることは事実です。

本市は、それらの人権問題の現実から深く学び、あらゆる人権問題解消のため市民の積極的な理解と参加が得られるよう、様々な手法を用いた人権教育・啓発を推進してきました。

講演会はもちろんですが、人権に関わる映画、コンサート、対談、演劇、合唱、演奏、紙芝居など、感性に訴えかけるようなものを盛り込み、人権問題の現実を、分かりやすく、そして、皆が笑顔につながるように学んでもらえるような工夫を実践しています。

また、多数の市民が参加するホールでの人権教育・啓発行事だけではなく、出前人権講座として、老人会、各種学習講座、企業などにこちらから出向き、少人数でのグループを対象にワークショップ形式や人権に関わる歌を一緒に歌いながら、その意味を考えていただく、というような取り組みも行なっています。

21世紀は「人権の世紀」といわれて久しくなりますが、今この時にも差別に苦しんでいる人がいる現実に鑑み、これまでの取り組みの成果や手法を踏まえ、行政、学校、企業、各機関・団体及び市民一人ひとりが人権を大切にするという共通の考え方に立って、お互いに協力しながら、さらに人権意識を高めるための取り組みを進める必要があります。特に、SDGs(持続可能な開発目標)の方針も、市における特徴や現状をいかして、達成に向けて取り組んでいかなければなりません。

平成27(2015)年3月の「合志市人権教育・啓発基本計画」(以下、「基本計画」)の第1次改訂から5年が経過した中で、情報化社会の高度化により、人権を取りまく社会の状況が変化してきていることを踏まえ、平成30(2018)年12月に、「平成30年度合志市人権意識に関する市民アンケート調査」(以下、「平成30(2018)年度アンケート調査」)を、本市に在住の20歳以上の3,000人を無作為に抽出し、実施しました。

その結果を基に、人権に関わる法律をはじめ「熊本県人権教育・啓発基本計画」、「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」などの趣旨を踏まえながら、改めて人権教育・啓発を、総合的かつ計画的に進めるため、「基本計画」の第2次改訂を行いました。

今後も、状況の変化に対応しながら、この計画を基本に据え、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進して、あらゆる人権問題の解消に向けて取り組んでいきます。

1 基本計画策定の意義等について

(1) 人権に関する現状を明らかにすること

人権教育・啓発を進めるためには、本市における人権に関する現状を、行政、学校、企業、各機関・団体及び市民がそれぞれの分野において把握するとともに、人権意識の高揚、人権教育・啓発の課題について、共通の認識を持つ必要があります。

(2) 人権教育・啓発の取り組みの方向を示すこと

人権教育・啓発は、様々な人権問題の解決に向けて、総合的かつ計画的に取り組む必要があります。それぞれの分野において現状を明らかにしたうえで、内容や手法など取り組みの方向を明確に示すことが重要です。

(3) 行政、保育園(所)・幼稚園、学校、企業、各機関・団体、家庭及び地域などに、期待される役割を明らかにすること

人権教育・啓発は、行政、保育園(所)・幼稚園、学校、企業、各機関・団体、家庭及び地域などそれぞれが主体となって、あらゆる場、あらゆる機会を通して行なっていく必要があります。このため、各機関・団体に期待される役割を明らかにするとともに、相互に連携を図りながら、人権教育・啓発に取り組むことが重要です。

2 基本計画の性格

国連が採択した「人権教育のための国連10年行動計画」に併せ、行動計画が策定されました。さらに「基本計画」の策定を行い、取り組みを進めてきました。その取り組みを踏まえた「基本計画」は、次の性格を有します。

(1) 合志市総合計画(基本構想、基本計画)の個別計画として位置付けられるものです。

基本理念:「人と自然を大切にした協働によるまちづくり」>将来都市像:「元気・活力・創造のまち」>横断的課題:「健幸都市こうし」>政策(基本方針):「教育の健康」>施策:「人権が尊重される社会づくり」と掲げ、具体的な取り組みについて連携し効率的に進めていくための包括的な計画として位置づけます。

(2) 部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決を図る方向性を示すものです。

(3) 平成18(2006)年2月の2町合併と同時に制定された「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」及び平成22(2010)年3月制定の「合志市自治基本条例」、並びに「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」「熊本県人権教育・啓発基本計画」の趣旨を踏まえたものです。

(4) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」には、『人権教育・啓発の基本理念や国や地方公共団体の責務』を、「合志市自治基本条例」には、自治の基本理念として『人権の尊重』を、そして、「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」の中には『市の責務』や『市民の責務』を明確に規定しています。

このような理念や責務について、「基本計画」にも的確に反映させています。

3 人権教育・啓発の定義と目標

(1) 人権教育・啓発の定義

人権教育・啓発について、人権教育啓発推進法では、その第2条で「人権教育」と「人権啓発」を別々に定義し、人権教育とは、『人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動』、また、人権啓発とは、『市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく認識し、人権を大切にしたい行動ができるようにすることであり、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）』と、それぞれに定義されています。

その中で、人権教育・啓発を具体的に進めていくためには、次の側面から幅広く捉えておく必要があります。

① 人権についての教育

部落差別問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する歴史的な事実を正しく伝え、差別や偏見が、意識や行動となって人々の生活の中で、どのような影響を与えるのかということを教える。つまり、人権を知識として身に付けるだけでなく、人間の尊厳を大切にしたい心を十分に育てること。

② 人権としての教育

すべての人にとって教育を受けることが基本的な権利であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた人々に対して、教育を受ける権利を保障すること。

③ 人権のための教育

人権が尊重される社会の確立を自分たちで目指そうとする積極的な関心・態度の育成と、地域の中のリーダーとなれる人々を育てること。

④ 人権を通じての教育

人権について学ぶ環境そのものが人権を大切にする雰囲気を持っていること。

(2) 人権教育・啓発の目標

人権教育・啓発の目標は、すべての人の基本的人権と自由が尊重され、すべての人がその個性を認められることにあると考えます。

すなわち、すべての人が、出身や門地、性や年齢の違い、障がいの有無や貧富の差に関係なく、独立した人格と尊厳をもった一人の人間として尊重され、それぞれが自立し、あらゆる生活分野における処遇や社会参加の機会が保障され、自己実現ができる社会、みんなが幸せに安心して生活することができるような共同社会を築くことです。

このことは、「人権の世紀」を迎えている今日の日本社会の課題でもあり、人権教育・啓発は、このような「人権尊重のまちづくり」の主体(担い手)を育成することになるのです。

4 人権教育・啓発の進め方

(1) 人権の重要課題についての現状等

現在、日本には様々な人権問題が存在していますが、今回、本市で実施した平成30(2018)年度アンケート調査では、子ども、障がい者、インターネットによる人権侵害、女性、高齢者、拉致問題、犯罪被害者、性的少数者、感染症・難病等、部落差別問題、原発事故をめぐる人権問題、ハンセン病問題、男女共同参画、水俣病問題、外国人をめぐる人権問題の順に関心が高いという結果がみられています。

このような様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな非合理的な因習的意識の存在などが挙げられていますが、国際化、情報化、高齢化、少子化などの社会の急激な変化もその要因になっているといえるのではないのでしょうか。

それぞれの人権問題について、正しい知識を身につけるとともに、自らの問題として捉え、具体的な行動につないでいくという積極的な姿勢が求められています。

① 部落差別問題をめぐる人権

【背景・経緯】

部落差別問題は、日本国民の一部の人々が近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、深刻で重大な社会問題です。

昭和40(1965)年、同和対策審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立って、あるべからざる差別の長き歴史の終止符が一日もすみやかに実現されるよう万全の処置をとれることを要望し、期待する」とした答申(*1)を行いました。

この答申を踏まえ、昭和44(1969)年には、同和対策関係の最初の特別措置法として「同和対策事業特別措置法」が制定されました。その後、この法律も含め3本の特別立法に基づき、33年間にわたって、生活環境の改善、産業の振興、安定就労の促進、教育の充実、人権擁護活動の強化、社会福祉の増進といった基盤整備が総合的に進められるとともに、差別意識をなくすための人権教育・啓発の取り組みが行われてきました。

しかし、その後も部落差別が様々なかたちで現れる中、平成20(2008)年5月に、これまでの戸籍公開原則を改め、第三者からの交付請求を制限し、不正取得の制裁措置強化を盛り込んだ改正戸籍法が施行されましたが、平成23(2011)年11月に、戸籍謄本などの大量不正取得が発覚したいわゆる「プライム事件」が発生しました。これをきっかけに本人通知制度の導入などが各自治体において検討され、本市でも平成29(2017)年4月1日から本人通知制度が導入されました。

部落差別問題は、結婚や土地購入など、人と人の出会いや利害関係が生じた時に差別事象として現れることが多い問題です。本市でも、平成23(2011)年、24(2012)年と30(2018)年に、部落差別問題に関する電話が市役所にかかってきており、このことは、根強い忌避(きひ)意識の現れであると考えられます。

また、情報化の進展に伴い、インターネット上の部落差別が深刻な状況となる中、平成28(2016)年12月に、現在もなお部落差別が存在することを明記し、「部落差別は許されないものである」との認識を示したうえで、相談体制の充実や人権教育・啓発を通して部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的とした「部落差別解消推進法」が施行されています。

【現状・課題】

本市では、「合志市部落差別等をなくし人権を守る条例」に基づき設置された「合志市部落差別等をなくし人権を守る審議会」により、部落差別問題をはじめ様々な人権問題の解決に向けて、人権教育・啓発のあり方などが審議されています。

また、人権教育の推進においては、156の各機関・団体が加盟している合志市人権教育推進協議会を中心に、学校や地域での人権教育の推進や指導者の養成をはじめ、部落差別問題を中心に据え、様々な人権問題の解決を目指して、研修会や講演会などを実施しています。平成30(2018)年度の人権教育研究大会では「インターネットと部落差別」と題した講演で、インターネット上での部落差別の深刻な状況と、その対策の必要性について学ぶことができました。

「部落差別解消推進法」が施行されてから3年目を迎え、人権啓発リーフレット『えがお』にその目的を掲載したり、人権教育・啓発資料を作成したりして、市民への周知を図っていますが、今後は、これまで部落差別問題の解決を目指して進めてきた人権教育・啓発の成果や課題を検証しながら、「部落差別解消推進法」を具現化するための取り組みを進めていかなければなりません。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査において、既婚者(647人が回答)に対して、子どもの結婚相手が部落差別を被っている地域の人の場合、どのような対応をとるかと尋ねたところ、「どこの地域で生まれ育ったかどうかは関係なく、結婚相手としてふさわしい人であれば賛成する」が80.2%で、前回の平成25(2013)年度アンケート調査の76%より4ポイントの増、また、部落差別を被っている地域に家を建てることの質問では、「部落差別を被っている地域かで判断すること自体間違っている」が27.5%、前回は22.4%で約5ポイントの増となっており、この数値の増は、人権教育・啓発の取り組みの成果であると考えられます。

しかしその一方で、「部落差別を被っている地域であれば購入しない」が12.1%あり、前回の12.3%とほぼ変わっておらず、私たちは、さらなる人権教育・啓発を進め、忌避(きひ)意識を解消していかなければなりません。また、「部落差別問題については、そっとしておいた方がよい、知らない人まで知ってしまうからという声がありますが、どう思いますか」という質問では、「そっとしておいた方がなくなる」が24.4%、前回は24.5%で、ほぼ同じ数値が出ており、いわゆる「寝た子を起こすな」論がいまだに根強く残っている現状があり、このことを解消するための取り組みを、これまで以上に進めなければなりません。加えて、さらに深刻化しているインターネット上の部落差別への対策も、早急に講じていくことが必要です。

このような中で、私たちは、部落差別問題は、日本固有の人権問題であり、憲法が保障する基本的人権の侵害に関わる重大な問題であること、そして、あくまでも差別をする側の問題であることを、強く再認識しなければなりません。

今後も、部落差別の現実に深く学びながら、成果や課題、アンケート調査の結果を踏まえ、部落差別問題を人権問題の重要な柱としてとらえ、連携して、すべての市民の基本的人権を尊重するための人権教育・啓発の充実を図っていきます。

② ハンセン病回復者等をめぐる人権

【背景・経緯】

ハンセン病は、過去には、「らい病」と呼ばれ、不治の病と考えられ、顔や手足に後遺症が目立つことから、恐ろしい伝染病のように受け止められていました。しかし、ハンセン病の原因となる「らい菌」という細菌は、非常に感染力が弱く、飲食・入浴などの日常生活では感染することはなく、仮に発病した場合であっても、現在では治療方法が確立されており、また、遺伝する病気ではないことも判明しています。

そのような病気にもかかわらず、国は、明治40(1907)年に法律「癩予防ニ関スル件」を公布、大正5(1916)年の「癩予防法改正」により「懲戒検束権」を規定し、患者を取り締まりました。

昭和18(1943)年にアメリカで「新薬プロミン」のハンセン病に対する効果が発表されました。この特効薬が認められて、不治の病でもなく、感染しにくく、遺伝する病気ではないのにもかかわらず、昭和28(1953)年に「らい予防法」を制定し、平成8(1996)年に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行されるまで、長期間にわたって「強制収容・隔離政策」が断行されたことにより、社会に根強い偏見と差別意識を残しました。

「らい予防法」が憲法に違反していたということで、平成10(1998)年国家賠償請求訴訟がおこされ、平成13(2001)年には、熊本地方裁判所で国の責任を認める判決が出され、国の控訴断念により判決が確定しました。

しかし、病気は治癒しているにもかかわらず、強制的に隔離された期間が長期に及んだことや病気による後遺症などにより、偏見や差別が根強く、社会復帰を困難なものにするとともに、家族に対する人権侵害も発生しています。

平成15(2003)年11月、ハンセン病回復者に対し、熊本県内のあるホテルが宿泊拒否をするという事件(*2)があり、菊池恵楓園入所者自治会へ全国から激励や応援の電話やメール、手紙などがよせられましたが、心ない誹謗中傷も多数ありました。

このような事件や誹謗中傷が発生するという事は、国民、県民へのハンセン病に対する正しい理解をするための啓発が不十分であることが分かります。

ハンセン病回復者の方々が、地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことを目的に、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が平成20(2008)年6月に制定され、国立療養所の土地及び施設設備を地域に開放することができるようになりました。今後は、市民の皆さんをはじめ多くの方々との益々の交流促進が望まれています。

【現状・課題】

平成26(2014)年8月に、国(厚生労働省)、熊本県、合志市及び国立療養所菊池恵楓園(*3)、入所者自治会とで構成する「国立療養所菊池恵楓園の将来構想実現に向けた協議会」を設立しました。

その中で重要な柱として、「土地利用検討」「施設検討」「啓発推進」の3つのテーマの中で、入所者の高齢化の課題(入所者数は令和元年5月1日現在193人で、平均年齢は84.4歳)も含めて、将来構想の実現に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

人権啓発・教育事業としては、平成29(2017)年度には「ふれあい福祉協会」の財政支援を受けて、「ハンセン病啓発映画“あん”上映会&原作者・出演者トークショー」、平成30(2018)年度には「人権フォーラム2019 in合志市(HIV人権ネットワーク沖縄の皆さんによる演劇など)」を実施し、感性に訴えた啓発事業となりました。

また、菊池医療刑務支所跡地への『合志市立合志楓の森小・中学校』の建設、そして、菊池恵楓園敷地内の保育園との交流、毎年8月に開催される「菊池恵楓園納涼盆踊り大会」やゲートボール、カラオケ愛好会など、市民が参加し交流できる場も作られています。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査において、「ハンセン病について、正しく理解していると思いますか。」の質問で、「少しは理解している」を含めると全体の76.3%が「理解している」と答えています。平成25(2013)年度アンケート調査の同じ質問の回答は77.2%であったため、比較するとほぼ同じ結果となりました。

「市の人権教育・啓発の取り組みの認知」の設問では、「聞いたことがある」が71.8%、前回調査は75.9%でしたので、わずかではありますが減っています。

また、「菊池恵楓園社会交流会館の訪問」では、「ある」と回答した人が25.4%になりました。前回調査は47.0%ですが、これは、調査の質問が「菊池恵楓園の訪問」になっていて、今回の数値の減は、「社会交流会館」と場所を限定したためと考えられます。

今後は、ハンセン病に関する差別の現実について、深く学んでもらうために「社会交流会館」などを訪問し、学んでいただく機会を増やしていくことが重要であると考えます。

平成28(2016)年に提訴されたハンセン病家族訴訟に対して、国の責任を認め、原告541人に総額3億7675万円の支払いを命じる判決が、令和元(2019)年6月に熊本地方裁判所が出されました。このことも踏まえながら、今後も、市民にハンセン病問題を正しく理解していただくため、ふれあい福祉協会事業を活用した講演会などの開催や、人権啓発リーフレット『えがお』などで広報活動を実施し、ハンセン病に対する差別や偏見の解消を図るために、人権擁護の見地に立った活動を推進していく人権教育・啓発活動を進めていきます。

また、本市内の児童生徒及び教職員の現地学習を今後も継続していくとともに、各機関・団体と連携して積極的に人権教育・啓発に取り組んでいきます。

③ 水俣病をめぐる人権

【背景・経緯】

日本における公害の原点と言われる水俣病は、昭和31(1956)年に水俣市でその発生が公式に確認されました。水俣市にあるチツソ株式会社(当時「新日本窒素肥料株式会社」)水俣工場から、化学製品の原料(アセトアルデヒド)の製造工程で副生したメチル水銀が、工場排水とともに排出され、その後、魚介類に取り込まれ、その魚介類を人々が長い間食べ続けたことが原因で、水俣病が発生したのです。

主な症状として、両手両足の感覚が鈍くなったり、目が見える範囲が狭くなったり、言葉がはっきりしなくなったりしました。重症の人は、けいれんを起こしたりして意識不明になり、亡くなることもありました。また、妊娠している母親の胎内に入ったメチル水銀が、胎盤を通して胎児に取り込まれ、生まれながらにして、水俣病の症状を持った赤ちゃん(胎児性水俣病患者)もみられました。

水俣病は、健康被害をもたらしたばかりではなく、偏見や差別を生じさせました。原因がまだはっきりしなかった頃から、伝染性や遺伝性があるなどと誤解され、罹患された人々やその家族、あるいは、水俣出身ということだけで、差別的な言動を受け就職や結婚を断られるなど、厳しい差別を受けてきたのです。

患者が出たとわかると、その家に人々が寄りつかなくなったり、買物の時にお金を手渡しで受け取ってもらえなく、バスに乗っても患者やその家族を避けて座ったりなど、厳しい差別がありました。

また、風評被害により水俣の産品が売れないこともあり、病気に苦しみながら誹謗や中傷など差別されることを恐れ、自分が罹患していることを隠してきた方もいたのです。

【現状・課題】

平成16(2004)年10月に、水俣病関西訴訟の最高裁の判決において、被害の拡大を防ぐことができなかつたとして、国と熊本県の責任を確定する判決が出されました。

国、県は判決を受け止め、多くの救済を求められているこの状況を踏まえ、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21(2009)年7月に成立)に基づき、平成22(2010)年5月から救済の受付を開始しました。平成23(2011)年3月には、被害者団体の方々と国、県、チツソの間で和解も成立しました。

また、水俣病問題の解決のため「もやい直しセンター」(*4)が、水俣・芦北地域の再生と地域住民間のきずなを取り戻すことを目的に建設され、人々の交流の場、地域における保健や福祉の活動拠点として利用されています。また、水俣病問題についての学びを深めるために、「水俣市立水俣病資料館」(*5)や「国立水俣病情報センター」(*6)が建設され、資料やパネル、写真の展示などが行われています。なお、資料館では、「語り部」の方から、水俣病の歴史と現状、体験に基づく差別の実情について

て話を聞くこともできます。

それでも、「水俣」出身というだけで特別な目で見られるなど、地域に対する偏見や差別の問題が今もなお存在しています。

このような偏見や差別を解消するための取り組みとして、水俣病が伝染病、遺伝病、風土病ではないことや、平成9(1997)年に県が「水俣湾の安全宣言」を行い、仕切り網も撤去され、昔のきれいな海がよみがえったことなど、水俣病に関する正しい知識を広め、理解を深めていくことが必要であり、情報や教訓、発生地域の再生状況などを、引き続き広く発信していく取り組みが必要です。

また、熊本県教育委員会では、県内の小学5年生全員を対象に、水俣病資料館や水俣病情報センターでの学習や語り部の方の体験に基づく講話など、現地での学習をとおして、水俣病に対する正しい理解と差別を許さない人づくりを目的に、「水俣病に学ぶ肥後っ子教室」を実施しています。

本市においても、平成31(2019)年4月に身近な人権問題をよりわかりやすく学習するために、「学ぼう『水俣病』 考えよう人権」という啓発チラシを作成し、各学校の児童生徒を対象に配布しました。

このような取り組みを踏まえ、「環境立県くまもと」づくりの担い手である子どもたちが、水俣病の歴史や事実を正しく学び、一度破壊された環境を取り戻すことの難しさや人権への配慮がいかに大切であるかをしっかりと学び取り、積極的に住みよい環境づくり、人権を大切する社会づくりのために行動し、発信していくことが求められています。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査では、水俣病患者等の人権について問題があると思われる項目として、「差別的言動をすること」の回答が、30.9%あり、平成25(2013)年度の調査に比べ、10.8%増加している結果が出ています。

県内の学校で水俣病に関わる差別発言が発生するなど、正しい理解が十分にできていないのが現状です。

今後も「水俣病に学ぶ肥後っ子教室」の取り組みを基本とし、水俣病に関する人権問題について、環境問題と併せて継続して進めていかなければなりません。

平成30(2018)年12月に実施した本市の人権フェスティバルで、西合志中学校の生徒の皆さんが、水俣病について学んだ成果を市内の各小中学校の児童生徒や市民の前で発表し、人権問題を提起しました。これからも、住みよい環境について学びを深め、差別や偏見をなくしていく取り組みを進めていきます。

④子どもの人権

【背景・経緯】

子どもは、人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、子どもは大人よりも人権が侵害されやすい存在です。子ども一人ひとりの人権を尊重し、すこやかに成長が期待できる環境づくりを進めていくことが必要です。

国は、日本国憲法の理念に基づき、昭和22(1947)年に「児童福祉法」を、昭和26(1951)年には「児童憲章」を制定し、子どもの人権尊重とその心身にわたる福祉の保障及び増進に関する関係諸施策を進めてきました。

また、平成6(1994)年には「児童の権利に関する条約」を批准し、「児童の最善の利益が主として考慮される」という条約の精神に沿って、平成10(1998)年に児童福祉法を改正しました。平成11(1999)年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」、平成12(2000)年には、「児童虐待の防止等に関する法律」、平成25(2013)年には、「いじめ防止対策推進法」を制定するなど関係法令を整備してきました。さらには、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とした「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が平成25(2013)年に制定されています。

「児童虐待の防止等に関する法律」では、虐待という重大な人権侵害から子どもを守り、子どもが心身ともに健全に成長し、社会に自立できるよう、これまでも法改正が行なわれ、児童虐待(*7)防止の強化が図られてきています。

このように、子どもの人権尊重の動きが進む一方、虐待、いじめ、体罰などの子どもの人権侵害が年々深刻化しており、中でも、子どもを親などが虐待し、死に至らしめるという痛ましい事件が多発しています。また子どもが被害者となる事件や、覚せい剤や大麻などの薬物乱用、有害情報の氾濫や性の商品化といった、子どもの心身をむしばむ社会現象もみられます。

【現状・課題】

少子化や核家族化の進行など私たちの生活環境は多様化し、地域における人と人とのつながりの希薄化などにより社会が変化している中、過保護、過干渉、放任などの家庭の教育力の低下が指摘されています。また、児童虐待が問題となるとともに、いじめや子どもたちの自尊心の低さが課題となっています。このような中、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、学校、行政、市民など、社会全体で子どもを支えていくことが重要になっています。

家庭においては、育児不安や経済的な問題、家庭生活のストレス及び地域の人間関係の希薄化による育児の孤立化などの様々な要因が複雑に絡み、児童虐待事案は本市においても依然として発生しており、増加傾向にあります。発生予防はもちろん

のこと、自分自身を守れない子どもたちが、間違っても命を落とすことのないよう、周囲の子どもの異変に気付いたら児童虐待の通告をするなど、地域全体で子どもを守る必要があります。

今後も広く市民に対し、児童虐待の通告義務などの啓発を進めるとともに、児童虐待の発生予防・早期発見を図るため、児童相談所をはじめ、福祉・医療・教育・警察などの関係機関との連携の強化を引き続き進めていきます。

本市としても、児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見、適切な保護及び配偶者などからの暴力(DV)防止を図るために関係者が情報や考え方を共有し、連携して対応するために「合志市要保護児童対策及びDV 防止対策等地域協議会」を設置しています。今後も関係機関と連携を図り、育児不安に対応する様々な施策を充実させ、さらなる支援がますます重要になっています。

加えて、スマートフォンなどの携帯端末の普及に伴い、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっており、また、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を介在したいじめ、性的犯罪の被害など、子どもの健全な成長や安全が大きく脅かされる問題も発生しています。

また、学校においては、いじめや不登校なども大きな問題となっています。このため、教職員の研修、スクールカウンセラーや学校支援アドバイザーの配置、専門員の派遣など、指導・支援体制の充実に努めていきます。また、県が年に一度、いじめの実態の把握に県下の児童生徒に対し「心のアンケート」を実施しています。このアンケート以外でも、学校単位でいじめに関するアンケートを年に数回行い、いじめの未然防止、早期発見に努めるなどの対応を行なっています。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査では、関心のある人権問題として子どもの人権を挙げた割合は45.9%であり、最も関心の高い人権問題となっています。

児童虐待、いじめ、不登校については、より関係機関の連携を図り、虐待予防やいじめの未然防止に努めていきます。

また、子どもの人権を守り、子どもたちが社会的に自立していけるよう、保護者だけが子育てに関わるのではなく、行政はもちろん、学校、企業、地域社会など市民全員がそれぞれの役割を果たし、相互に協力し合い、社会全体で子どもの健全な成長を支えるための体制を充実させていきます。

⑤女性の人権

【背景・経緯】

女性の社会進出により、あらゆる分野で女性が活躍する姿が多く見られるようになりましたが、それを取り巻く環境としては、日本古来の社会的、文化的背景があり、課題も多く残されているのが現状です。

女性が能力を十分に発揮できるよう、行政、企業や地域における各機関・団体などにおいて政策、方針決定の場への女性の参画の拡大を図るとともに、女性の進出が少ない分野に新たな活躍の場を広げていく必要があります。平成11(1999)年に「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女の共同参画社会形成を国の最重要課題の一つとして取り上げることが明記されています。

平成11(1999)年に「改正男女雇用機会均等法」にセクシュアルハラスメントに関する規定が盛り込まれ、平成18(2006)年には間接差別の禁止やセクシュアルハラスメントの防止についての規定の強化がなされています。また、付随して、平成12(2000)年には『ストーカー行為等の規制等に関する法律』が、平成13(2001)年には『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』(通称:『DV防止法』)が制定されました。『DV防止法』は、平成16(2004)年の改正で、「配偶者からの暴力」の定義の拡大が図られ、さらに平成19(2007)年の改正では、裁判所の「保護命令」の対象の拡充が行われるなど、女性の人権に関する法制度は着実に整備されつつありますが、DV(*8)の警察への相談等件数は平成29(2017)年に過去最高となり、ストーカー事案や性犯罪も高水準で推移するなど、女性に対する暴力は依然として深刻な問題です。

また、雇用の場においても、昇格・昇級または役職への登用などの男女間格差が、未だに多く存在している状況です。

【現状・課題】

平成27(2015)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」が制定され、女性に対する採用、昇進などの機会、固定的役割分担を反映した職場環境への配慮、職業生活と家庭生活の両立などが謳われました。

県においては、平成13(2001)年に「熊本県男女共同参画計画ーハーモニープランくまもと21ー」を制定し、平成14(2002)年から「熊本県男女共同参画推進条例」が施行されました。

本市においても、男女共同参画に関する意識調査や行動計画を基に、「合志市男女共同参画推進行動計画」(パートナーシッププランこうし)を策定し、合志市男女共同参画まちづくり条例制定や、合志市男女共同参画都市の宣言を行いました。

このように、法の下では女性の人権を守る様々な制度が整備され、女性が社会に進出し、あらゆる分野で活躍する姿が多くみられるようになりましたが、依然として、日本

古来の社会的、文化的背景があり、就業環境、家事や育児・介護などの家庭内での負担、セクシュアルハラスメント(*9)、ドメスティックバイオレンス(DV)など課題も多く残されているのが現状です。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査において、「女性の人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことだと思いますか」との質問では、「男女の固定的な役割分担意識」49.3%、「職場における差別待遇」48.1%、「職場におけるセクシュアルハラスメント」45.9%となっており、「ストーカー規制法に違反する行為」38.5%、「家庭内における夫から妻に対する暴力」35.7%と続き、上位の3項目は、いずれも平成25(2013)年度アンケート調査よりも数値が高くなっています。

また、平成29(2017)年度に内閣府が実施した世論調査結果と比較して、「男女の固定的な役割分担意識」を問題としてあげる割合が、本市は全国平均よりも高い傾向が見られることから、男女共同参画の実現に当たっては、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消することが課題となっています。

同じく、平成30(2018)年度アンケート調査において「女性の人権を守るために、特に必要なことはどのようなことだと思いますか」の質問では、「結婚、出産、介護が女性の労働継続の障害とならない環境整備をすることが必要だ」と67.4%の人が答えています。男女がともに責任を担い、特に育児や介護については、社会全体で支援し、その負担を分かち合っていくことが必要であり、加えて、男女が家庭での責任を果たし、家庭生活とその他の活動の両立を図ることができる社会環境の整備も必要です。

また、出産、育児、子育てなどが、ある一定の程度終了した人の現場復帰が、以前と変わらず支障なくできるような社会の環境整備や、一人で悩むことがなく相談ができやすい体制の充実を、図っていかねばなりません。

男女がともに協働していく男女共同参画社会を実現するために、性差別意識や固定的な性別役割分担意識を解消し、男性も女性もそれぞれが、その能力を十分発揮できるよう、様々な分野において総合的かつ長期的な視点に立って取り組み、すべての人が仕事、家庭、地域社会に参画し、生き生きと暮らせる合志市とするために今後も努力していきます。

⑥ 高齢者の人権

【背景・経緯】

全国で、高齢者人口の増加が急速に進むなか、「寝たきり」「認知症」といった状況にある高齢者が増え、病気や介護などについての不安が募っています。また、介護を要する高齢者に対しての肉体的・心理的な虐待、介護放棄や介護の拒否などの問題も生じています。

なお、本市の高齢化率は、平成31(2019)年3月末日現在で、23.5%であり、これは、約4.3人に1人が高齢者にあたる割合です。

(※参考 国:28.1% 県:30.6%(平成30(2018)年10月1日現在))

また、高齢者への虐待は、深刻な社会問題ですが、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成18(2006)年4月に施行されています。

【現状・課題】

支援を要する高齢者の介護問題、財産管理や遺産相続問題など、トラブルの発生が、現在、大きな社会問題になっていますが、特に、寝たきりや認知症の高齢者などに対する虐待、さらには、身体能力や判断能力が低下した高齢者への金銭搾取や振り込め詐欺、悪質商法による違法な契約など、高齢者に対する権利侵害の問題も生じてきています。

また、ここ数年来、大地震、台風、集中豪雨などの大きな災害が、日本の各地で発生していますが、災害時に避難行動ができない災害弱者である高齢者へのきめ細やかな対応が必要です。

加えて、高齢者の車の運転で、逆走やブレーキの踏み間違いなどによる重大な過失事故が発生しています。安全運転のさらなる啓発はもちろんのこと、免許証の自主返納を促すような社会的な気運も高まっていますが、返納者に対する人権に配慮した支援も必要です。

このような状況のなかで、平成29(2017)年に本市の人権教育推進協議会社会教育部会は、「高齢者の人権」というテーマで、福祉施設の代表の方による講演会を実施しています。

また、各高齢者サロン・敬老会・老人会・高齢者施設など高齢者の集まりに出向き、出前人権啓発講座を継続して実施しています。

今後は、高齢者の担当部署や民生児童委員及び介護施設などの関係機関・団体と、連携を図った人権を尊重する取り組みが、より必要になってきます。

【今後の取り組み】

本市は、他の自治体と比べると高齢化率が比較的低いところですが、平成30

(2018)年度アンケート調査において、「高齢者の人権上、特に問題があると思われるのはどのようなことだと思いますか」との質問では、「経済的に自立が困難なこと」(44.6%)、「働ける能力を発揮する機会が少ないこと」(37.9%)、「悪徳商法の被害者になることが多いこと」(36.9%)の項目が、平成25(2013)年度アンケート調査と比較すると高くなっています。今後、高齢者人口が増加するにつれ、この問題が増大していくことが予想されます。

高齢者が他の世代と協働していきいきと社会参加し、はつらつとした人生を送ることができるよう、生涯学習の充実や社会参加の機会の拡大に向けて環境づくりや仕組みづくりを一層進めていく必要があります。

そのため、今後の課題として、高齢者が意欲と能力に応じて働き続けることができるよう、就労支援のための施策やボランティア活動など社会参加へのきっかけとなる事業の充実を図る必要があります。

本市では「合志市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、必要なサービスを提供するシステムの整備の充実を図っています。

認知症サポーターの養成などによる地域支援体制の構築や、高齢者がシルバー人材センターなどへの登録により、個々が持っている能力の発揮などを通して、周囲の人々が高齢者に対する誤った先入観や固定観念を改めることが必要です。

すべての高齢者が、一人の人間として尊重されるとともに、高齢社会を支える重要な一員として、生きがいを持って主体的に社会参加ができるようさらに人権教育・啓発を進めていきます。

⑦障がい者の人権

【背景・経緯】

昭和50(1975)年に国連「障害者の権利宣言」採択が契機となり障がい者の社会への完全参加と平等の確保が各国に呼びかけられました。その後、昭和58(1983)年「完全参加と平等」をテーマに掲げた国連「国際障害者年」により、「ノーマライゼーション」(*10)「リハビリテーション」という理念の浸透が図られるとともに、障がい者の社会参加や生活条件の向上が進められ、平成18(2006)年に国連において「障害者権利条約」が採択されました。

国内では平成5(1993)年「障害者基本法」が制定され、平成16(2004)年の改正において、障がいを理由とする差別の禁止が規定されました。

平成19(2007)年に署名した「障害者権利条約」は、批准に必要な法整備が図られ、平成26(2014)年に批准しました。また、平成18(2006)年「障害者自立支援法」の制定により、障がいがあっても地域で安心して暮らせる社会の構築のため、就労支援強化や地域移行推進の取り組みが進められました。

最近では、平成28(2016)年に「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する差別的取扱いを禁止し、国や地方公共団体などに合理的配慮を提供することが義務づけられるとともに、民間事業者においても合理的配慮の提供について努力義務として規定されました。また、国民の責務として、障がいを理由とする差別の解消に寄与することが規定されています。

教育面では「学校教育法」が一部改正され、平成19(2007)年に「特別支援教育」が始まりました。障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人がいきいきと活躍できる共生社会の基礎となる特別支援教育を推進してきました。

【現状・課題】

本市では、このような法整備およびこれに伴う障がい者を取り巻く環境の変化に対応するため、平成29(2017)年度に計画期間が終了した「第2期合志市障がい者計画」に関する評価、分析、アンケート調査結果などを踏まえ「第3期合志市障がい者計画」を平成30(2018)年度に策定しました。

計画は「障がいのある人もない人もともに生き、ささえあうまち こうし」という基本的な考え方に沿って「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまちづくり」「差別のない安心して暮らせるまち」を目標にして、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に向けた施策の実施を掲げています。

以上のように法律や制度面において障がい者が自立して生活できる環境や就職機会の確保について様々な施策が推進されています。人権教育・啓発においては、すべての人が障がい者について十分な理解をすることで、差別的な言動をとるといったことがないよう、共生社会の実現に向け、地域、職場、学校などでの取り組みが必要で

す。本市では、平成30(2018)年度に、人権フェスティバルで市内3つの特別支援学校の生徒の作品などを展示したり、人権教育講演会では、障がいのある方の体験談を中心とした講話を聴いたりして、市民の障がいに対する理解を深めてもらう取り組みを行っています。

なお、国においては、障がいのある2名の議員が当選したことを受け、本会議場の議席の改修など、バリアフリー(*11)化が進められています。

【今後の取り組み】

障がい者の自立した生活環境や就職機会の確保など、整備が進められることにより地域、学校、職場などで障がいのある人とない人が出会う機会が増え続けると考えられます。このような日常生活の様々な場面や災害発生時において、障がい者への配慮と理解や認識が求められます。

平成30(2018)年度アンケート調査では障がい者の人権への関心は高く、43.5%の人が関心のある課題と回答し、子どもの人権に次いで2番目となっています。また、平成25(2013)年度アンケート調査の39.2%に比べ約4ポイントも増えています。関心があると回答した人は、人権に関する研修会などの参加経験者の割合が高く、これまでの取り組みに一定の成果が見られます。このことから、研修参加の経験がない人たちを含め、多くの人に関心をもてる内容の人権教育・啓発の工夫が必要です。

今後は、「障害者差別解消法」を踏まえ、また、令和2(2020)年にはパラリンピックが開催されることに伴い、障がい者の人権に対する社会的関心がかなり高まると考えられますが、講演会や出前講座のほか、障がいのある人とない人との交流を図る参加型学習会の実施など、すべての障がい者の人権について、理解をより深めるために様々な角度から人権教育・啓発に取り組みます。

⑧インターネットによる人権侵害

【背景・経緯】

近年、情報化の進展に伴いインターネットの急速な普及が見られます。国内の普及率は80.9%（総務省「平成30(2018)年度版情報通信白書」）となっています。

インターネットは、国境を越えた自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用することなどの利便性をもたらす一方で、差別を被っている人の名前、地名などに関する差別書き込みや個人情報の不正な取り扱い、信用情報などの流出、出会い系サイトに関するトラブル、児童ポルノの流通、青少年に有害なサイトの氾濫、誹謗中傷などの「情報化の影」の部分が問題となっています。

国は、平成14(2002)年に「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)」を施行し、インターネットなどによる情報の流通で権利の侵害があった場合の業者の責任範囲や、被害者がプロバイダやサーバー管理者などに対して、発信者情報の開示を請求する権利などを定め、インターネット利用者の権利保護に取り組んでいます。

また、平成15(2003)年に「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」を施行(平成20(2008)年一部改正)し、出会い系サイトの利用に起因する児童買春や、その他の犯罪から児童の保護に取り組んでいます。

さらに、平成21(2009)年に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」を施行(平成29(2017)年一部改正)し、保護者は18歳未満の者に携帯端末機などを使用させる場合に回線提供事業者への申告を行うことなど、民間による自主的、主体的な取り組みを尊重しながら、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得し、フィルタリング(*12)サービスの活用により有害情報の閲覧の機会を少なくすることを基本理念とすることなど、青少年がインターネットを利用する際の権利保護に取り組んでいます。

【現状・課題】

インターネットが急速に普及する中、その匿名性を悪用して他人を誹謗中傷する、差別を助長した情報を載せる、あるいは他人のプライバシーに関わる情報を公開するなどの行為が増えています。

また、インターネットや携帯電話(スマートフォン)の児童生徒への普及に伴い、「ネットいじめ(ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷)」、「出会い系サイト」、「SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)(*13)など、様々なコミュニケーションサイトに関係したトラブルによる被害が発生しています。

インターネットを扱うすべての人がネット上のルール、マナーを守り、自他を大切に

する人権意識を高めていくための様々な取り組みが必要です。

本市では、児童生徒による学校非公式サイトなどへの不適切な書き込みを防止するため、年齢や発達段階に応じた指導を行なっています。また、学校現場においては、情報モラルに関する研修を実施するなど、教職員の意識や資質の向上を図りながら、家庭としっかり連携しながら、家庭、学校の両輪から児童生徒の情報モラル教育を推進しています。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査において、「インターネットによる人権侵害をなくすために必要なことはどのようなことだと思いますか」という質問では、「違法や人権侵害を行う情報発信者に対する監視と取締りを強化する」が64.2%と最も多く、次いで「プロバイダに対し、情報の停止削除を求める」が46.9%、「インターネット利用者やプロバイダ等に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための人権教育・啓発及び広報活動を推進する」が39.2%、「インターネットにより人権侵害を受けた人のための人権相談や、電話相談を充実する」が21.6%となっており、平成25(2013)年度アンケート調査と同程度の数字となっています。

本市では、平成30(2018)年度に人権教育研究大会において、「インターネットと部落差別」と題して講演会を実施しましたが、今後もインターネットを利用する一人ひとりが、情報モラルについて正しい理解と認識を深めるよう、学校教育現場や社会教育の分野における啓発活動の推進に努めるとともに、人権問題が発生しないような情報活用能力を高めていくための取り組みを進めます。

⑨外国人の人権

【背景・経緯】

近年、交通輸送、情報通信機器の技術革新が進むにつれ、経済、物流、文化、情報などのあらゆる分野において、国際化の進展はめざましいものがあります。これに伴って日本に在住、訪問する外国人が増加していますが、言語や文化、習慣などの違いから、就労差別や入居・入店拒否など日常生活において様々な人権問題が発生しています。

熊本地震の際、インターネット上に特定の民族(外国人)に対する差別によるデマが投稿され拡散されました。看過することのできないヘイトスピーチです。

このように、特定の民族や国籍の人々を誹謗中傷したり、排斥したりする言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となる中、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であり、その解消に向けた取り組みを推進することを目的とするヘイトスピーチ解消法が平成28(2016)年6月に施行されています。

【現状・課題】

国は外国人受け入れ制度の見直しを行い、新しい「在留資格」が設けられた改正出入国管理法が平成31(2019)年4月に施行されています。これに伴い今後ますます外国人労働者が増えると考えられます。

本市における外国人登録者数は平成26(2014)年3月末現在で162人でしたが、令和元(2019)年5月末現在330人(27カ国)で、約2倍となっています。このような状況の中、県内の外国籍の子どもが偏見による心ない言葉をかけられるなどの事案が発生しています。

すべての市民が差別意識の解消に向け、お互いの人権を尊重し、異なる文化や言葉を理解し、認め合うことが大切であり、そのための取り組みが必要です。

また、帰国子女や外国にルーツを持つ子どもなどで、日本語がうまく理解できない子どもたちについては、日頃のコミュニケーションだけでなく、学校の授業をしっかりと理解できるだけの日本語の習得や、進学のための学習支援が必要です。本市では、日本語がわからない子どもたちが外国から小中学校に編入してくると、NPO法人から専門の日本語教師が派遣されて指導にあたっています。

学校の勉強が理解できず、進学や就職が厳しい子どももおり、日本語指導の有無は子どもの将来を大きく左右します。このような状況を正しく理解するため、外国にルーツのある子どもたちを支援するNPO法人の代表者による、市民や市内の全教職員を対象にした講演会を開催し、子どもたちが抱えている問題や具体的な支援内容についての話を聞くなどの取り組みを進めています。また、人権啓発リーフレット『えがお』に外国にルーツのある子どもたちが主に学校生活を送るうえでの問題点やその支援の必要性について、上記の代表者に執筆してもらい市民への人権教育・啓発を行

っています。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査では、外国人の人権に関心がある人の割合は、平成25(2013)年度アンケート調査に比べ約2倍の数値となっています。市民の外国人の人権への関心度が高まる中、今後の課題として、新しい文化や、豊かで活力ある社会を生み出すため、本市に住む外国人、とりわけ、就労のため実習生がかなり多く居住されていますが、便利で安心して生活が送れるように努め、価値観の異なる人々が同じ地域で生活するために、互いの文化や習慣を理解する機会づくりや、外国人を支援するボランティアの拡充を進め、国際化に対応した社会づくりを進めることも、重要なことと捉え取り組んでいきます。

また、外国にルーツを持つ子どもたち及びその家族に対するきめ細かな支援活動を学校や関係機関と連携して継続して進めていく必要があります。さらに、災害時などの非常時に弱者となりやすい外国人の安全への配慮も必要です。

私たちは、外国にルーツを持つ子どもたちやその家族がともに安心して暮らせる家庭づくり、様々な悩みや問題を相談できる体制づくりなど、充実した地域づくりに、そして、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化や違いを認め合い、尊重し、ともに生きていく多文化共生のまちづくりに取り組んでいかなければなりません。

⑩LGBT(性的少数者)をめぐる人権

【背景・経緯】

人の性(セクシュアリティ)は、性染色体や性ホルモンなど生物学的特徴による身体の性(生物学的性)、自分の性をどのように認識しているか(性自認)、自分の恋愛、性愛がどのような対象に向いているのか(性的指向)の3つの要素で構成されます。LGBTは性的少数者を表すことばです。L(レズビアン)女性の同性愛者、G(ゲイ)男性の同性愛者、B(バイセクシュアル)両性愛者、T(トランスジェンダー)身体の性と心の性が一致しないため、身体の性に違和感を持ち、心の性と一致する性別で生きたいと望む人を意味します。性同一性障害とは、トランスジェンダーのなかで、医療機関を受診し、「身体の性」と「心の性」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名です。

平成16(2004)年『性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律』が施行され、性別適合手術を受けているなど一定の要件を満たした場合は、家庭裁判所の審判を経て戸籍上の性別を変更することができるようになりました。さらに、平成20(2008)年には、同法が改正され、戸籍上の表記などを変更できる条件が、「現に子がないこと」から、「未成年の子がないこと」に見直されました。

また、「同性パートナーシップ制度」が平成27(2015)年4月に東京都渋谷区で初めて導入されて以来、導入する自治体が徐々にではありますが増えてきており(平成31(2019)年4月現在全国で20の自治体が導入)、制度が導入された自治体では、同性カップルのパートナーが病院で手術する際のサインや、同性カップルが住居の賃貸契約において共同で署名することが可能になるなど、同性カップルが日常生活を送るうえでの支援の一助となっています。一方、国際状況を見てみると、同性婚を法的に認めている国が平成31(2019)年4月現在25カ国ありますが、その多くが同性パートナーシップ制度をへて、同性同士の結婚が実現されました。

教育面においては、平成22(2010)年4月に文科省より性同一性障害に係る児童生徒について、その心情などに十分配慮した対応を要請する事務連絡が全国の国公立の小中高校などに出されました。その後、平成27(2015)年4月には、文科省より性的指向や性同一性障害など幅広い性的少数者の児童生徒に配慮を求める通知が出され、該当児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められるなど、小中高校などでの取り組みも進められています。

※LGBTについて

人の性は多様性に満ちており、LGBT以外にも様々な性的少数者がいますが、ここでは性的少数者全体を表す言葉として一般的に使用されることが多いLGBTを使っています。

【現状・課題】

生物学的な性である「身体の性」と、自分の性をどう認識するかという「心の性」が一致しない性同一性障害に関して、市民の正しい理解が求められています。

性同一性障害者は、日常生活のさまざまな場面において、奇異な目で見られるなどの精神的な苦痛を受けているとともに、就職をはじめ、自認する性での社会参加が難しいなど、社会の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。

若年層においては、当事者が正しい知識を得る機会がなく、自らの性のあり方について違和感を持ち、誰にも相談できずに自分が異常であると悩み続ける場合もあり、さらに、家族からの理解を得られなければ孤立してしまうことになります。

自身の性同一性障害に悩んでいる人の相談先の情報などもまだ十分ではありません。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

また、性的指向に対する根強い偏見や差別などの人権問題も社会生活の様々な場面で発生しています。最近ではテレビでもLGBTについての特集が組まれたり、ドラマが放映されたりするようになり、少しずつ理解が進んでいると考えられますが、本市としてもLGBTについて市民の正しい理解と認識を深めてもらうため、関係機関などと連携しながら研修会や人権教育・啓発に取り組む必要があります。これまでもLGBTをめぐる人権問題についての講演会や職員研修、人権教育・啓発資料の配布、また、市役所庁舎や公共施設に「だれでもトイレ」の表示や、国政選挙をはじめ、選挙の入場券から性別欄の記載をなくすなどの取り組みをしてきました。

【今後の取り組み】

平成30(2018)年度アンケート調査の「性同一性障害者などに関する人権上での問題で、現在特に問題となっていることは」という質問の回答では、「世間から好奇または偏見の目でみられること」が64.0%、「偏見により差別的な言動を受けること」が39.8%で上位を占めています。性同一性障害者などに対する偏見や差別的言動をなくすために、性的少数者への支援活動を行っている団体などと連携し、当事者の思いや願いを聞きながら人権教育・啓発を進めていく必要があります。

人間の姿、価値観、感情などが人によって異なるように、セクシュアリティも多様です。誰もが自分のセクシュアリティを尊重され、自分らしく生きることができる社会が望まれます。性の多様性の日常化(当たり前になること)が実現された合志市を目指してさらに人権教育・啓発を進めていきます。

①HIV(ヒト免疫不全ウイルス)感染症等をめぐる人権

【背景・経緯】

HIVに対する医療は進化しており、エイズを発症しない医療行為も以前に比べて容易にはなっているものの、日本におけるHIV新規感染者数とエイズ患者数については、ここ数年、まだ横ばいの状況が続いています。

また、感染者は、比較的若者が多く、医学的に不確かな知識や思い込みなどにより、過度の危機意識や様々な偏見、差別意識が生まれるなど、さらには、患者やその家族に対する人権問題も発生するなど、今後も、人権教育・啓発が必要とされる状況は変わらないのです。

【現状・課題】

近年、HIVやエイズに関して、テレビなどマスコミで話題になることは減ってきており、市民の関心もそれほど高いものとはいえません。

県内の保健所では、HIV抗体検査を無料・匿名で実施しています。しかし、保健所などの医療機関の検査で早期に発見される例が増えているなか、エイズ発症後に見つかる例も多いため、「感染症の疑いがあるとき」などは早期のHIV検査の受診を促しています。また、県下の全保健所では、患者の早期発見や早期治療につなげるため、月1回程度の相談・検査体制がとられています。

なお、本市では、平成30(2018)年度に「人権フォーラム2019 in 合志市」と題して、HIVやエイズ問題をテーマにした研修会を実施しましたが、HIVに関する予防や治療といった医学的な正しい知識も含めて、市民一人ひとりが深めていくことができる人権教育・啓発が求められます。

【今後の取り組み】

学校教育の現場や生涯学習の分野において、また、関係行政機関や民間団体などとも連携し、家庭、地域、職場などのあらゆる場において、HIVをはじめ様々な感染症に対する正しい知識や予防法の啓発に努め、偏見や差別意識を是正するよう人権教育・啓発を進めていきます。

⑫その他の様々な人権課題

(ア) 刑を終えて出所した人たちの人権

刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人たちへの偏見や差別は、根強いものがあります。仕事をする意欲はあっても、なかなか就職ができず、また、就職することができたとしても、人間関係がうまくいかないなどの理由で、仕事を辞めてしまうケースも多い状況です。そのような中で、再び、罪を犯してしまうケースが後をたちません。また、刑を終えて出所した人たちの家族への偏見や差別も深刻です。

法務省が勧めている社会を明るくする運動の重点目標には、①「出所者等の事情を理解した上で雇用する企業の数を増やすこと」 ②「帰るべき場所がないまま、刑務所から社会に戻る人の数を減らすこと」 ③「薬物依存からの回復と社会復帰を長期的に支える地域の環境を作ること」 ④「犯罪を犯した高齢者、障害者等が、社会復帰に必要な支援を受けられる環境を作ること」 ⑤「非行少年等が学びを継続できる環境を作ること」を掲げています。

刑を終えて出所した人たちが、安心して生活していくためには、法務局、保護司法に基づき法務大臣から委嘱を受けた保護司及び更生保護団体との連携により、本人の更生意欲を高めることと併せて、自立ができるよう、また、家族の人権が侵害されることのないように、家庭、職場、地域での人権意識を高める啓発・教育の推進が必要です。

(イ) 難病等をめぐる人権

難病などに罹患している人の中には、病気の原因が不明で治療法も確立されてなく、生涯、治療を続けなければならない人もあり、また、経済的、精神的な負担や、介護など家族の負担が大きいものもあります。

また、難病は、個人差が大きく種類も多くあり、一見ではわかりにくい場合があります。

そのため、病気に対する理解が、市民の中には行き届いておらず、心無い言葉や、暴言をかけられることがあり、大きな心の負担を強いられています。また、学校生活や就職及び地域社会の中において、差別や偏見を受けるケースも後をたちません。

罹患した人たちが、安心して生活できるよう、私たちは、理解を深めるための人権啓発活動や交流活動など、人権教育の推進がより必要となっています。

(ウ) 大規模自然災害と人権

東日本大震災、熊本地震、集中豪雨による水害など、大規模な自然災害が、日本各地で頻発しており、甚大な被害が各地で出ています。その中で、障がい者、高齢者、子ども、外国人、病気療養中の方などにとって、被害の打撃はもとより、避難生活から生活再建にまで、人権侵害の状況はより大きく深刻になっています。

平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災は、地震による大きな揺れや大津波によって、多くの人命を奪い、家屋などに甚大な被害をもたらした。また、福島第一原子力発電所の建物などの被害により、多くの住民が避難を余儀なくされ、今だ復興の途中です。

そのような中で、本市の人権啓発活動のアンケートの中に、『放射能がうつる』と言われました。』との声が出されていました。この言葉は、被災者に対して全く受け入れられないものです。根拠のない誤った考え方と言葉によって、人の心を深く傷つけている実態があるのです。

また、法務省が行っている人権作文コンテスト宮城大会で、福島県出身の中学生が、「祖母の知人が熊本地震の際、支援物資を届けに行ったが、熊本のある地域で『福島の物資はいらない』と現地の人に拒否されたそうです。」と述べています。無知と差別、偏見がこのような行動に現れるということです。ボランティア活動においても、本当に必要な状況のところに、分け隔てなくみんなで支え合うという精神で活動する取り組みが大切です。

本市も熊本地震で甚大な被害があり、まだまだ復興途中です。日常生活が困難な状況にあるような中、痛みを分かち合いともに生きるということを、決して忘れてはなりません。

私たちは、ともに生きるという人権教育・啓発の大切さを理解し、復興のために行動する必要があるのです。

(エ)アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、北海道及び樺太・千島・本州北端に先住し、独自の文化を發展させてきました。しかし、明治時代になると同化政策の結果、土地を取り上げられ、アイヌ語や今までの生活習慣を禁止させられたり、当時、主食であったシカの捕獲やサケ漁などを制限され、貧困を余儀なくされたりしました。加えて、アイヌの人たちに向けられた社会からの差別や偏見は、依然として今も続いているのです。

そのような中、平成20(2008)年には、国会において、「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が採択されました。これにより、日本政府が公式にアイヌ民族を先住民族と認めたことになりました。

また、政府は「アイヌ政策推進会議」を開催し、検討を経て「アイヌの人々が尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下アイヌ新法)を平成31(2019)年4月に成立させました。

このアイヌ新法の基本理念において、第3条第1項で、「アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行わなければ

ならない。」また、第4条では、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利侵害する行為をしてはならない。」と謳っています。

今日、依然としてアイヌ民族に対する差別や偏見が根強く残っている状況の中、私たち一人ひとりが、その文化、民族性を理解し、その生き抜いてきた歴史及び現状を知り、差別、偏見をなくしていくための人権啓発・教育が必要です。

そのうえで、アイヌの先住民の方が、アイヌとして生きていける社会が早期に実現するように、私たちは努力していかなければなりません。

(オ) 吃音を持つ人の人権

吃音とは、言葉を発する時に同じ言葉を繰り返したり、伸ばしたり、つまってしまい、滑らかに話すことができない症状のことです。

100人に1～2名いると言われています。周りの無理解などにより、人とのつきあいが不安になったり、不登校やひきこもり・うつ病につながる場合があります。

吃音児の約6割が小中学校で「からかい、いじめ」を受けたというアンケート調査(毎日新聞 2016年実施)の結果が出ています。

また、子どもが吃音の症状になった場合、「母親のしつけが原因だと言われることもあります。それは誤りであって、社会全体が悩み傷ついている母親を支えることが重要なのです。」と、専門医師が説明しています。

吃音は、「発達障害支援法」「障害者差別解消法」の対象となっており、学校生活や就職などの面接試験における不当な差別的扱いの禁止、また、職場での合理的配慮も大切です。

家族・友人・教師や職場など、周囲の人が吃音を理解し、『どもってもいいんだよ』と言える環境が大切であり、『どもる権利』を認め、吃音があっても安心して生活できる社会を目指していきます。

※「どもる」「どもり」という表現は、「吃音」の方をさげすみ、傷つける差別用語として使用される場合があります。上記の『 』の表現は、より吃音のこと、吃音者の心の痛みを理解していくために使っています。

(カ) 犯罪被害者等の人権

犯罪被害者及びその家族は、人権を無視した行為である犯罪により、生命、身体、財産などの直接的な被害を受けるだけでなく、その後も、ショックによる心身の変調、失業や治療費負担など経済的問題、一部の過度な報道などによるプライバシーの侵害、周囲の誤解や偏見による社会的孤立などの二次的被害に苦しめられる場合もあります。

平成17(2005)年4月、犯罪被害者などの権利利益の保護を図ることを目的として、国、地方公共団体、国民の責務を定めた「犯罪被害者等基本法」が施行されました。

これを受け国は、同年12月「犯罪被害者等基本計画」を策定しました。

犯罪被害者などの問題に対する社会的関心が高まる中、犯罪被害者保護法の施行、被害者参加制度の導入、犯罪被害者給付制度の改正など、犯罪被害者などの保護や救済が図られています。

人権教育・啓発においては、これらの制度面の改革に並行して、社会全体で二次的被害を防止するための取り組みが必要です。

二次的被害の要因の一つでもある憶測や誤った情報、周囲の興味本位の誤解や偏見が、いかに犯罪被害者を傷つけてしまうことになるのか、私たちは、犯罪被害者の立場を十分に理解し認識しなければなりません。

安心して生活できる地域社会づくりを推進するため、あらゆる機会、手法をとおして啓発に取り組めます。

(キ) 拉致被害者等の人権

平成14(2002)年に行われた日朝首脳会談で、北朝鮮側が初めて当局による日本人拉致を認めましたが、拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。

この問題に対する国民の意識を深めるとともに、国際社会と連携していくことを目的として、平成18(2006)年6月に『拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律』が施行され、国及び地方自治体の責務などが定められるとともに、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。平成30(2018)年6月の米朝首脳会談などにより国際的にも関心は高まっていますが、国家間の協議も進まない現状であり、未だ解決には至っていません。

その一方で、在日朝鮮人の人々に対するヘイトスピーチ、嫌がらせなどの問題も発生しています。

今後とも、無理解や誤解による在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次被害防止のため、この問題を市民が正しく理解し、認識を深めていくよう国や県と連携して市民への啓発活動に取り組めます。

5 人権教育・啓発の取り組みの方向

すべての人々の人権が大切にされる社会をめざして、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場所や機会において、平成30(2018)年度アンケート調査の結果や、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえて、人権教育・啓発を推進していきます。

(1) 人権教育

① 就学前教育

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培い育むうえで、極めて重要な時期です。このため、命の大切さに気付き愛情を感じ、また、相手を思いやる気持ちを育てるなど、人権を尊重する精神の芽生えが、感性として育まれるように努めることが大切です。

そのため、動物と触れあったり、友だちといっしょに世話をしたりすることで、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、友達の気持ちに気付いたりすることができる教育が重要です。

また、人間関係をよりよく形成するためには、友だちと仲良く生活する中にも決まりがあることを理解させることは大切です。幼児の発達の実情に応じて、何が良くて何が悪いのかを考えさせながら、好きなことだけではなく、我慢する心の育成など成長に必要なことがらを経験させることも大切です。

加えて、保育者の言動が子どもに与える影響は大きいことから、子どもに対して適切な指導がなされるよう、保育者自身の豊かな人間性や専門性の確立などを目指し、研修の一層の充実を図ります。

地域の実態や子どもの生活背景、親の姿に学びながら、子どもの個性や気持ちも大切に、子ども自身の「育つ力」を伸ばすという視点に立ち、子ども・親・保育者がそれぞれの思いを認め、尊重し合い、信頼し合い「人権を大切にする心を育てる」保育に努めます。

② 学校教育

この現代社会を生き抜いていかねばならない子どもたちに必要なこととは、自分自身で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力を身につけること、言い換えると「生きる力」を身につけることではないでしょうか。

また、自らを律しながら他の人とも協調し、人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を育むことも必要だと考えます。

もちろん、たくましく生きていくための体と心の健康や、この健康を維持していく力が必要なことは言うまでもありません。

この子どもたちにとって必要になる「生きる力」を育成するために、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を育てながら、児童生徒一人ひとりの個性を生かす教育の充実に努めます。

さらには、自分はもちろん他の人の生命や人権を尊重する心、平和を望み、追及する心、多くの文化を尊重する心を身につけるなど、豊かな人間性を育てる教育の推進を図っていきます。

また、人権をすべての教育活動の中心に位置づけ、学校長のリーダーシップのもとに推進体制の機能を強化し、「開かれた学校づくり」を家庭や地域社会と連携して進めます。

併せて、このような教育を推進していくために、教職員一人ひとりの人権意識の高揚を図り、専門的な知識、技能や実践に則した指導力が身につくように、より一層教職員のスキルの向上に努めていきます。

ところで、本市は、これまで取り組んできた人権教育の原点である「部落差別の現実に学ぶ」とともに、学校、運動体及び地域との連携により、様々な課題を乗り越えてきました。

その成果を踏まえ、今日の国際的な人権に関する情勢も視野に入れながら、21世紀を真に「人権の世紀」とするために、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題について、正しい理解と認識を深め、「教育の力」で差別をなくすよう、さらなる人権教育の推進を図っていきます。

③ 社会教育

すべての人々の人権が尊重される社会の実現を目指し、企業や組織、団体など、あらゆる社会の場において人権教育・啓発を推進する必要があります。

また、生涯学習社会の構築に向けた様々な取り組みの中で、市民一人ひとりを対象とした取り組みを進めるため、社会教育施設を中心とした少数単位の人権教育・啓発を展開するとともに、学習環境の整備や内容の充実が求められています。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、身近な日常生活において、市民一人ひとりの中に、互いの人権を尊重する態度や行動を培うことのできる人権感覚の育成に努めます。

家庭教育は、幼児期から豊かな情操や思いやり、生命を大切にする心、善悪の判断など人間形成の基礎を育むうえで重要な役割を担っており、すべての教育の出発点となります。特に、偏見を持たず差別をしないということを、親自身が日常生活のあらゆる場面において、子どもに示すことが必要です。そのため、親と子どもに人権感覚を養うことのできる家庭教育に関する学習機会の確保や情報の提供、相談体制の整備など就学前教育と学校教育との連携により、家庭教育支援を組織的に進めます。

また、人権に関する多様な学習機会の充実を図るため、市民センターなどの社会教育施設、人権ふれあいセンター、合生文化会館、教育集会所を中心に、地域の実情に応じた学級・講座の開設や交流事業などの取り組みを促進し、市民一人ひとりの豊かな人間性を育むため、高齢者や障がい者などと、ボランティア活動や自然体験活動をはじめとする多様な体験活動や交流を通じて、お互いの人権を尊重する地域社会づくりに努めます。

(ア) 市民センター等における人権教育

人権ふれあいセンター、合生文化会館はもとより、市民センターなどにおいて、人権問題についての市民の正しい理解と認識を深めるため、人権講演会、学級講座など、研修を実施するとともに、広報などを通して市民の人権意識の向上に努めてきました。

今後も、より効果的で、市民の共感が得られるような工夫を凝らし、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向けて、さらに創意工夫を図っていきます。

(イ) 社会教育関係団体等における人権教育

社会教育団体は、地域を基盤に活動しており、また、人権が尊重される地域活動の果たす役割は、極めて大きなものがあります。PTA、女性団体、ボランティア団体などでは、家庭教育支援のための公民館指導者養成講座の充実を図っています。

このような社会教育関係団体などの学習に対して、身近な人権問題に関する学習情報の提供や人権教育・啓発冊子の配布など、必要な支援を行います。

また、人権学習の講師や助言者などについて、これらに関する様々な情報を提供

するシステムを、整備していきます。

合志市人権教育推進協議会には、社会教育部会を組織しており、年1回の人権教育講演会において、市民の関心の高いテーマを題材に選定して実施しています。また、出前人権教育・啓発講座(さしより生バンドによる『出前人権歌声喫茶』)では、年間40回程度で2,000人近くの市民に楽しく歌ってもらい、歌を通して様々な人権問題の学習を提供しています。

(ウ) 家庭・地域における人権教育

人権が大切にされる社会「お互いが大切にされるまちづくり」を構築するためには、市民一人ひとりが、生涯を通して自主的、主体的に学び、人権問題の理解と認識を深めることが重要です。

本市では、人権問題についての理解を深めるため、様々な図書や関係資料を、人権ふれあいセンター、合生文化会館、市民センターなどに備えて、家庭や地域住民の自主的な人権学習を支援するとともに、いつでも学習できるように人権尊重の社会の実現に努めています。

今後も、人権教育・啓発に工夫を凝らし、市民のニーズに合った人権に関する情報の提供に努めるとともに、市民の自発的な学習を支援するために、DVDなどの視聴覚教材の充実を図り、家庭、地域で自然な中に人権問題が語れるように努めます。

(2) 人権啓発

① 啓発内容

人権についての啓発は、広く市民を対象に行われるものであり、その手法についても、研修や広報活動など多岐にわたりますが、その目的は市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識をもつとともに、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることにあります。

また、人権は市民の意識や心のあり方に直接関わってくる問題です。このため、啓発に当たっては、一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。市民の考え方や人権問題のとらえ方について多様な意見があることを理解し、異なる意見に対しても、寛容の精神に立って自由な意見交換ができるような環境づくりを進めることが重要です。

さらに、啓発の効果を高めるためには、その内容だけではなく、実施の方法についても、市民から幅広く理解と共感を得られるものであることが求められます。

(ア) 人権問題に対する正しい理解と認識の促進

啓発に当たっては、まず、市民が人権に関する知識を習得し、理解を得られるように促す必要があります。「そもそも人権とは何か」、「人権の尊重とはどういうことか」、といった人権全般に共通する理念について、市民自らが考え、理解するとともに、「部落差別問題」「女性の人権」「子どもの人権」といった個別の人権問題について、「何故そのような人権問題が生じてきたのか」「具体的には何が問題になっているのか」といった内容を、市民のすべての世代において、正しく理解・認識されるような啓発を進めます。平成30(2018)年度アンケート調査で、「様々な人権問題の解決のために、どのようなことが必要と考えるか」という質問に対して、約55%の方が「教育・啓発及び広報活動を推進すること」と答えています。また、アンケートでは、人権に関する講演会などに一度も参加していない人の割合は48.2%で、市民の集まりや地域に出向いての啓発、いわゆる出前人権啓発活動のなお一層の充実が必要です。

(イ) 人権意識の高揚

昨今の社会状況を見ると、暴力や虐待、幼児や小学生も犠牲になる事件など、日常生活の様々な場面において、命にかかわる事件や痛ましい事件が多発しています。

また、インターネット上での様々な人権侵害も深刻な状況となっています。

その背景には、人の生命や人格を尊重する意識が薄れてきていることがその要因として挙げられます。このため、一人ひとりが生命の尊さ・大切さを知るとともに、自分自身がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、一人ひとりが独立した人格と尊厳をもった人間であるということを実感できるような啓発が必

要です。

また、日本では、何かにつけて世間体を大事にし、周りと違った行動や意見を非常に気にする風潮があります。世間体にとらわれず自分自身で考え判断するという主体性のある生活態度や価値観で行動し、一人ひとりの個性を尊重できるような啓発を進めます。

(ウ) 日常生活における態度や行動

一人ひとりがかげがえのない存在であり、人権が尊重されるべき存在であるということが意識の中では理解できたとしても、日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながっていきません。様々な人権問題を他人事ではなく、自分自身のこととして真摯に受け止め、考える力を養うとともに、人権問題への積極的な関心、態度を醸成し、差別をなくし人権を尊重する行動が日常生活で実践できるような啓発を進めます。

② 啓発方法

(ア) 人権尊重の意識を高めるための講演会等の実施、人権啓発冊子等の配布

市民一人ひとりに人権尊重の理解を深めるため、多くの市民が参加できるよう講演会、シンポジウム、映画会などの研修会、学習会を実施します。

また、市民が、部落差別問題やハンセン病問題をはじめ様々な人権問題について理解を深められるよう、市民向けのわかりやすい内容にしたパンフレットや人権啓発リーフレット『えがお』などを、各世帯へ配布したり広報「こうし」の紙面やホームページを活用し周知に努めます。

(イ) 年齢層に応じた啓発活動

就学前から小中学生、高校生、成人、高齢者まで年齢層に応じて、人権尊重の理解を深めるよう、わかりやすい教材や資料を活用し、身近な人権課題を考え、人権を大切にできる行動ができる人を育て、支え合う人の輪を広げるための工夫を凝らした啓発活動を進めます。

(ウ) 具体的な事例を活用した啓発活動

人権というと固く難しいというイメージで捉われがちです。人権は自分の問題であるという認識を広めるため、身近で具体的な人権課題を取り上げながら、講演のあり方やリーフレットの内容を工夫し、市民への理解を深めていく必要があります。

(エ) 参加型、体験型の啓発活動

市民が受け身ではなく、人権啓発に自ら主体的に参加し考え、具体的な行動につながるよう進めなければなりません。そこで、市民自ら人権課題の解決のために、できることから行動できる人となるよう出前人権啓発講座や、また、参加型、体験型のワークショップ方式による学習会など、主体的な行動が身につくような啓発活動を実施します。

(オ) 地域交流を通じた啓発活動

人権を尊重し、住みよい社会を作り上げるためには、市民がお互いに違いを認めて支え合いながら、一人ひとりが大切にされる地域(ふるさと)、社会になるように啓発活動を進めていくことが必要です。

このことを実現するために、人権ふれあいセンターや合生文化会館を拠点として、住民交流やボランティア活動を推進していきます。

なお、現在、人権ふれあいセンターや合生文化会館では、学級講座、相談事業、地域行事など多くの地域交流活動を行っていますが、今後も、実績を踏まえて、より一層の活動を推進していきます。

(3) 人権に関わりの深い職業等に従事する人に対する人権教育・啓発

人権教育・啓発を進めるうえで、住民に対するサービスの直接の担い手である公務員、学校、企業、医療や健康に関わる職業、住民と接する機会が多い職業に携わる人たちなど、人権に関わりの深い職業に従事する人に対する研修などの取り組みが、より重要になります。

そのために、本市の人権教育推進協議会を中心とした活動の中に、さまざまな分野の各機関・団体の参画を図って、人権尊重の視点やその視野を広げ、併せて、ネットワークをより充実させ、各機関、団体など、互いに連携した取り組みを進めていきます。

① 保育園(所)・幼稚園・学校教職員

保育園(所)、幼稚園、学校の教職員が、人権尊重の理念について十分な認識を持ち、豊かな人権感覚を身に付け、幼児、児童、生徒の実態や発達段階に応じた指導が進められるよう、人権教育を中心とした内容の研修などを、職場の内外で実施します。

また、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題について、理解と認識を深め、また、各々が、実践していく力をより高めることができるための研修を検討、企画し実施していきます。

教職員にとって、さまざまな人権問題に関する研修は、教職員自らの人権意識の高揚を図るとともに、人権が保障された教育環境を確保するために、極めて重要なものと考えます。

今後も、人権問題に対する理解と認識をより深めていくために、保育園(所)、幼稚園、小中学校内での研修をはじめ、様々な学びの場を確保し、また、これを支援するとともに、その充実を図っていきます。

② 企業

それぞれの企業活動の主たる目的が、利潤を追求することにあるのは当然のことですが、現在、以前にも増して、企業としての社会的責任が問われ、また、地域社会の一つの構成員であるとの観点からも、人権問題へのより積極的な取り組みが行われることが重要です。

セクシャルハラスメント、パワーハラスメントやLGBT(性的少数者)などに関する人権問題など、現在では、時代に即した人権教育・啓発が重要視されており、企業においても時代に沿った研修を、より積極的に進めていくことが必要です。

また、人権問題の正しい理解と認識を深めるためにも、研修会のあり方、内容、資料、講師など、研修会に関することについて、連携を図りながら企業における人権教育・啓発の推進を支援していきます。

③ 医療関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師など、医療関係に携わる人は、診察、診断、治療、相談などを通して、市民の生命、健康や生活に、直接かかわる職業に従事していると考えます。

医療機関を利用される方の一人ひとりの人権を尊重するとともに、医療に携わる人の人権意識をより向上させるため、それぞれが加盟する医療関係機関や団体を通じて、人権に関する研修の機会が持たれ、また、その機会が充実するよう積極的に働きかけを行います。

④ 福祉関係者

障がい者、高齢者、子どもたちなどが利用する福祉施設、医療関係施設の職員や、地域における福祉の相談窓口となる民生児童委員、介護業務に携わるホームヘルパーなどは、その施設や窓口など利用される方々が、公平で公正な待遇を受けられるよう、きめ細やかな配慮が必要であると考えます。

今後もさらに、福祉施設、医療関係施設などの職員や福祉に携わる職員が、人権尊重の視点に立った判断力や行動力を養うことができるよう、人権教育・啓発の推進を図っていきます。

⑤ 市職員

市役所では、部落差別問題を深刻な社会問題として捉え、職員一人ひとりが自らの課題として理解と認識を深めることができるよう、研修会の実施や講演会、大会などへの参加を推進してきました。

また、すべての人の人権を尊重する社会を実現し、人権文化の創造を目指すためには、市の新規採用職員から管理職まですべての職員が、部落差別問題をはじめあらゆる人権問題に関し理解と認識を深め、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、それぞれの職務を遂行していくことが必要であると考えます。

さらには、部落差別問題を人権問題の重要な柱として捉えると同時に、ハンセン病、水俣病、子ども、女性、高齢者、障がい者、LGBT(性的少数者)をめぐる人権問題など、あらゆる人権問題の解決につながるように研修体系に沿った取り組みを進めていくことも重要です。

今後も、人権問題を、市職員の様々な研修の中で重要な研修項目のひとつとして充実させるとともに、職員への情報提供、政策への提言、職場環境の整備など機会をとらえて、職員の人権意識を深め、種々の行政施策の一つ一つに反映されるような認識を持てる職員の育成に努めていきます。

6 人権教育・啓発施策及び体制

(1) 人権が尊重される社会づくりの推進

人権について、基本的な知識だけでなく、日常生活の中に人権が根付き、さらに人権問題の解決に向けた主体的、具体的な行動につながる人権教育・啓発を推進します。本計画の具体的な取り組みについては、「人権が尊重される社会づくり」の施策に位置づけた3本の施策の柱ごとに事務事業を実施していきます。

また、取り組みごとの数値目標設定及び進行管理については、本市総合計画の進行管理に連動させて取り組むこととします。

① 人権尊重についての理解と相談体制の充実

市民一人ひとりの人権意識を高めるため、年齢や地域に応じた人権教育・啓発の推進を図るとともに、人権を尊重し、人権を守るため、さまざまな人権問題について、各関係機関・部署などと連携し、相談体制の充実を進めていきます。

② 人権教育啓発活動実践の推進

各職場、地域、各機関・団体への学習活動の支援に取り組むため、身近な環境での学習会の推進を図ります。

③ 男女共同参画社会の実現

市民一人ひとりの男女共同参画意識を高めるため、年齢や地域に応じた男女共同参画を視点に置いたまちづくりの推進と、各職場、地域、機関、団体との連携を取りながら、講演会の実施や啓発資料の配布など、取り組みの推進を図ります。

(2) 人権教育・啓発実施体制

人権教育・啓発を推進するため、次のような条件整備に取り組みます。

① 推進体制の整備

(ア) 庁内における推進体制

庁内における人権教育・啓発推進体制を充実し、全庁的に基本計画に基づいた人権教育・啓発を推進します。

(イ) 各機関・団体との連携による人権教育・啓発の推進

市民一人ひとりが人権尊重の意識を身に付け、幅広く人権問題について考え主体的に行動することが大切です。

人権教育・啓発を推進する各機関・団体などがお互いに連携を密にし、人権教育・啓発に関する情報の提供や交換を行います。

(ウ) 人権教育・啓発の推進等について検討する組織

本市において、基本計画の進捗状況を把握し、取り組みを検証するとともに、社会の進展に伴って生じる人権問題に対応するため、合志市部落差別等をなくし人権を守る審議会及び合志市人権・同和対策連絡会議、合志市人権教育推進協議会などにおいて検討を行います。

② 調査・研究の実施

社会情勢の変動により、人権をめぐる状況は変化することが予想され、また、人権に対する市民意識も、社会環境の変化に伴い影響を受けることが予想されることから、効果的な人権教育・啓発を進めるために、市民の意識や学習ニーズや課題を的確に把握するような調査・研究を行う必要があります。

そのために、人権意識に関する市民アンケート調査を5年ごとに実施し、併せて様々な人権問題についての研究を行い、今後の人権教育・啓発の実践に反映する取り組みを進めます。

③ 教材・学習プログラムの開発

学習者の学習ニーズ及び課題に関して、書籍や視聴覚教材など、さまざまな教材を市民が自由に活用できるよう整備し、人権問題を身近な問題として捉えることのできるような教材の研究とその活用を行います。

さらには、人権問題を自らの問題として解決する力を育むため「ワークショップ」などの参加体験型の学習会をはじめ、様々な形態の学習プログラムを開発し活用していきます。

④ 身近な指導者の育成

人権教育・啓発を推進するためには、市民の学習のリーダーとして身近なところで活動する指導者の役割が大切です。各種団体・機関のリーダーや人権擁護委員及び人権問題に関する有識者を地域での人権教育・啓発活動の核として位置づけるよう人材の育成に努めます。

⑤ 各種メディアの活用と連携

人権教育・啓発を進めるうえで、メディアの果たす役割が大きいことから、新聞や放送などの各種メディアに対し、人権に関する情報を積極的に提供していきます。

また、広報「こうし」の紙面や市のホームページを活用し、人権に関する情報の掲載を積極的に行うとともに、講演会や研修会への呼びかけ並びに「人権週間」「ハンセン病を正しく理解する週間」など、啓発強化期間の広報活動を積極的に行います。

⑥ 「合志市人権教育・啓発基本計画」の見直し

現代社会は、インターネットの普及も相まって、めまぐるしく変化しており、様々な環境において、新たな人権問題が発生する危険性があります。

そのような中で、人権教育・啓発は、長期的、継続的に取り組んでいくことが重要であり、推進状況と成果を見極めながら、社会状況の変化などを考慮しつつ、本計画を基に推進していかなければなりません。

本市においては、部落差別等をなくし人権を守る審議会の意見により、「人権意識に関する市民アンケート調査」を、5年ごとに実施するようにしています。

この調査では、市民の人権に関する意識を数値化し、市が実施する人権教育・啓発に関する事業の成果と課題を明らかにして、併せて、本計画を時代の変化に対応した基本計画とするために、5年を目途に「合志市人権教育・啓発基本計画」の見直しを行っていくこととします。

(用語の解説)

* 1 同和対策審議会答申

昭和35年(1960年)に総理府に設置された同和対策審議会が、内閣総理大臣からの「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」についての諮問を受け、昭和40年(1965年)8月に出した答申のことです。

この答申は、「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」との基本認識を明解にするとともに、国や地方公共団体に積極的な対応を促すなど、その後の同和対策の基礎となりました。

* 2 宿泊拒否事件

平成15年(2003年)11月、熊本県が実施した「ふるさと訪問事業」において、菊池恵楓園入所者という理由でホテルが宿泊を拒否した事件のことです。

* 3 国立療養所菊池恵楓園

明治40年(1907年)の「癩予防二関スル件」に基づき、全国5ヶ所に設置された公立療養所のひとつであり、明治42年(1909年)、九州七県連合立第5区九州癩療養所という名称で、現在の合志市に開設されました。昭和16年(1941年)から運営が国に移され、現在の「国立療養所菊池恵楓園」に改称されました。

* 4 もやい直しセンター

水俣・芦北地域の再生振興と地域住民の「もやい直し」(人と人との絆を結び直すこと)を進める拠点として整備された施設のことです。平成9年(1997年)から平成10年(1998年)にかけて、3つの施設が建設され、人々の交流の場として、また、保健・福祉の活動拠点としても利用されています。

* 5 水俣市立水俣病資料館

水俣病を風化させることなく、公害の原点といわれる水俣病の貴重な教訓を後世に継承・発信していくことを目的として、平成5年(1993年)1月にオープンした施設です。悲惨な公害を繰り返すことのないよう水俣病の教訓を伝えるとともに、水俣病患者の痛みや差別を受けたつらい体験などについて、展示や語り部の方の話などで紹介し、水俣病問題を正しく認識していただけるよう情報を発信しています。

* 6 国立水俣病情報センター

水俣病への理解の促進、水俣病の教訓の伝達、水俣病及び水銀に関する研究の発展への貢献を目的として、平成13年(2001年)に設置されました。水俣病に関する資料、情報を一元的

に収集、保管、整理し、広く提供するとともに、水俣病に関する研究や、学術交流等のための会議の開催等を行っています。

* 7 児童虐待

保護者がその監護する児童(18歳に満たない者)に対し、次の行為をすることをいいます。

- ①身体的虐待: 児童の身体に外傷が生じるか、生じるおそれのある暴行を加えること
- ②性的虐待: 児童にわいせつな行為をしたり、させたりすること
- ③ネグレクト: 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食や長時間の放置など保護者としての監護を著しく怠ること
- ④心理的虐待: 児童に、将来まで残るような心の傷を不える言動を行うこと

* 8 DV(ドメスティック・バイオレンス Domestic violence)

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となりますが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多くなっています。家庭内の出来事で被害が潜在することが多く、公的機関の対応も十分ではなかったことから、この問題に対するなお一層の取り組みが必要です。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もあります。略して「DV」と呼ばれます。

* 9 セクシュアル・ハラスメント(Sexual harassment)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、様々な態様のものが含まれます。特に雇用の場においては、「職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により、当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること」とされています。

* 10 ノーマライゼーション

「ノーマライゼーション」とは、障がい者を特別視するのではなく、障がい者が一般社会の中で普通の生活を送れるように条件が整備された、共に生きる社会こそがノーマルな社会である、という考え方です。

* 11 バリアフリー

高齢者や障がい者が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁(バリア)があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障がい者に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障がい者が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことを「バリアフリー」といいます。

* 12 フィルタリング(有害アクセス制限)

フィルタリングとは、インターネットのウェブページを一定の基準で評価判別し、違法・有害なウェブページ等を選択的に排除する機能です。

インターネットを利用していると、出会い系サイトやアダルトサイト、暴力的な表現のあるサイトなど、子どもには見せたくないサイトに遭遇することがありますが、フィルタリングソフトを利用すれば、子どもがこのようなサイトを見ることを制限できます。

現在では、家庭のポリシーに合わせて、表示禁止したいページの種類を選べるソフトがあります。

* 13 SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

SNSは、Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、ソーシャル(社会的な)ネットワーキング(繋がり)を提供するサービス、という意味になり、また、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称になります。

ブログや電子掲示板でもそうした機能の一部は実現できていましたが、SNSでは特に「情報の発信・共有・拡散」といった機能に重きを置いているのが特徴です。

日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日）

施行 昭和22年5月3日

日本国憲法

（略）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

（略）

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつ

て、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

② すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

③ 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

④ すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二條 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三條 学問の自由は、これを保障する。

第二十四條 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五條 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六條 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり条例

平成18年2月27日

条例第119号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法並びに人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成20年法律第82号）、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成28年法律第68号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）等の理念にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別（以下「差別」という。）をなくし、人権を守るために必要な事項を定めることにより、人権擁護の意識を高め、もって平和な明るいまちづくりに寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するものとする。

(市民の責務)

第3条 すべての市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、差別をなくすための施策に協力し、自らも人権意識の高揚に努めるものとする。

(市の施策)

第4条 市は、差別をなくすために必要な社会福祉の増進、教育の充実、人権擁護意識の高揚等に関する施策を各種関係団体と協力の上、推進に努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第5条 市は、市民の人権意識の普及高揚を図るため、各種関係団体と協力関係を密にし、人権教育の推進を図るとともに啓発活動を行い、人権擁護の社会づくりに努めるものとする。

(相談体制の充実)

第6条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、人権に関する相談に的確に応ずるための体制の整備に努めるものとする。

(計画の策定及び調査の実施)

第7条 市は、差別をなくすための施策を推進するために、必要に応じて合志市人権教育・啓発基本計画を策定するものとする。

2 市は、前項の計画の策定のため、必要に応じて人権に関する調査を行うものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、第4条に規定する市の施策を効果的に推進するため、各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第9条 市は、第4条に規定する市の施策の重要事項を調査審議するため、合志市部落差別をはじめあらゆる差別をなくし人権を守るまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年2月27日から施行する。

世界人権宣言

[1948年12月10日 第3回国際連合総会：採択]

前文 人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。

第2条 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいか

なる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべ

て、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及

び伝える自由を含む。

第20条 1 すべての人は、平和的な集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に依りて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児

童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことを専ら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。